# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 （平成十二年政令第百三十八号）

#### 第一条（第一種指定化学物質）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

#### 第二条（第二種指定化学物質）

法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

#### 第三条（業種）

法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

###### 一

金属鉱業

###### 二

原油及び天然ガス鉱業

###### 三

製造業

###### 四

電気業

###### 五

ガス業

###### 六

熱供給業

###### 七

下水道業

###### 八

鉄道業

###### 九

倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）

###### 十

石油卸売業

###### 十一

鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）

###### 十二

自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）

###### 十三

燃料小売業

###### 十四

洗濯業

###### 十五

写真業

###### 十六

自動車整備業

###### 十七

機械修理業

###### 十八

商品検査業

###### 十九

計量証明業（一般計量証明業を除く。）

###### 二十

一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）

###### 二十一

産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

###### 二十二

医療業

###### 二十三

高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）

###### 二十四

自然科学研究所

#### 第四条（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）

法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

###### 一

次のいずれかに該当すること。

###### 二

常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

#### 第五条（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

###### 一

事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

###### 二

第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品

###### 三

主として一般消費者の生活の用に供される製品

###### 四

再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

#### 第六条（法第二条第六項の政令で定める要件）

法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

###### 一

事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

###### 二

第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品

###### 三

主として一般消費者の生活の用に供される製品

###### 四

再生資源

#### 第七条（審議会等で政令で定めるもの）

法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第八条（手数料の額等）

法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

###### 一

用紙に出力したものの交付

###### 二

フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付

###### 三

光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付

###### 四

電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

##### ２

手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

##### ３

ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。

#### 第九条（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）

磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

#### 第十条（磁気ディスクによる開示の方法）

主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二二日政令第五六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一二月二八日政令第四四一号）

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月一八日政令第三八六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一月三一日政令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

# 附　則（平成一六年三月一九日政令第四七号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

# 附　則（平成二〇年一一月二一日政令第三五六号）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

##### ２

この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年度以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

# 附　則（令和元年六月二八日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。